四万十市

（金抜）														

令和7年度　　単委西　第1号

高知県　四万十市　西土佐江川崎

四万十市西土佐農業公社敷地測量設計業務　実施設計書

履行日数　　120 日

令和 7年 5月15日　　積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

委託概要	起工又は変更理由
測量業務	
基準点測量　N=2点	
現地測量　A=0.0036km2	
路線測量　L=0.03km	
設計業務	
設計協議　N=1式	
補強土詳細設計　N=1式	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」及び「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第２条　個人情報の保護について

１　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第３条　ウイークリー・スタンスについて

１　本業務においては、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、１週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行すること。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。

（令和６年３月１３日付け５高技管第４０６号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照）

第４条　測量調査設計業務実績情報システムへの登録

１　受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が１００万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたうえ、

（１）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、

（２）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、

（３）完了時は完了後１０日以内に、

（４）訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

（１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日以内とする。

（２）完了時登録データの提出期限は、業務完了後１０日以内とする。

（３）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に変更データを提出しなければならない。

第５条　打合せ等

１　業務の打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ１回及び成果品納入時の合計３回とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。

第６条　管理技術者・照査技術者

測量業務

１　測量士の資格を有する者。

土木関係建設コンサルタント業務

管理技術者

１　管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有する者であること。

２　管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

照査技術者及び照査の実施

１　照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

２　本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。又、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第１１０７条第５項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

３　詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４　照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

第７条　技術管理

１　機械器具の検定

（１）測量作業に使用する測量機器は測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

２　成果品の検定

特　記　仕　様　書

（１）本業務の成果品のうち、第１回打ち合わせ時に公共測量規程第１５条により指定された場合は、測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する測量成果品検定記録書（品質管理図を含む）を提出すること。

※成果品の検定は、高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについて適用する。

第８条　調査対象者との交渉等

１　本業務に関する調査対象者との交渉及び了承確認については調査職員により行うものとする。なお、調査中において別途交渉事案が発生した場合は直ちに調査職員へ連絡を行うこと。

第９条　検査

１　材料確認が必要な場合は、業務計画書に記載又は、材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

第１０条　業務完成図書の記録方法（電子納品）

１　本業務における完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成２３年６月２４日付け２３高建管第６１０号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。

ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・ＮＰＯ等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

２　電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市ホームページを参照すること。

第１１条　電子納品で提出されたデジタル写真

１　電子納品により引渡しを受けた完成図書のデジタル写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第１２条　デジタル写真の小黒板情報電子化

デジタル写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に小黒板の記載情報の電子的記入及び、写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、写真の改ざん防止を図るものである。

本業務でデジタル写真の小黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、調査職員の承諾を得たうえでデジタル写真の小黒板情報電子化対象業務（以下、「対象業務」という。）とすることができる。対象業務では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、デジタル写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）２撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は調査職員に対し、業務着手前に、本業務での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

２　デジタル写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１の使用機器を用いてデジタル写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準による。

ただし、対象業務において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本業務のデジタル写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.1版（委託業務編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項２に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.1版（委託業務編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

特　記　仕　様　書

受注者は、前項２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、業務完了時に調査職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて調査職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、調査職員が確認することがある。

第１３条　成績評定の公表

１　「四万十市土木設計等委託業務成績評定要綱」で、成績評定を行なった場合は、「業務成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」を公表することとする。

第１４条　設計図書の変更

１　設計変更等については、土木設計業務委託契約書第16条から第24条並びに高知県土木設計業務等共通仕様書共通編第1121条から第1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和３年12月（四万十市））」を準用することとする。

第１５条 業務履行中の情報共有システムの活用について（受注者希望型）

１ 本業務は、調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務であり、契約後、受発注者間の協議により活用を決定することとする。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）四万十市」によること。

２ システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

（１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

（２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

（３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

３ 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１６条　業務目的等

１　本業務は、(財)四万十市西土佐農業公社敷地に発生している不同沈下の抑止を目的とし、過年度地質調査業務にて判明した地盤変状の原因（谷埋め盛土の円弧すべり発生）を解消するため検討した対策工法について詳細設計を行うもの。本業務の履行に当たっては、早期の原因解消を実現するため経済的且つ効率的な工事の実施方法について検討すること。なお、本年度中に別途用地調査業務を発注予定としているため留意のこと。

第１７条　関係資料の貸与

１　本業務の実施において下記の資料を貸与する。その他資料の貸与については調査職員と協議すること。

(1)令和５年度　単委西　第１号　四万十市西土佐農業公社　敷地内地質調査設計業務成果品　一式

第１８条　その他

１　その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量設計費					
測量業務					
基準点測量					
4級基準点測量	式	1			明細表　第1号
現地測量					
現地測量	式	1			明細表　第2号
路線測量					
路線測量	式	1			明細表　第3号
電子成果品作成費	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
直接業務費					
旅費交通費率分	式	1			
諸経費	式	1			
測量業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表　第4号
一般構造物設計					
擁壁･補強土	式	1			明細表　第5号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委　託　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
委託業務価格					
消費税相当額					
合計					

明細表　第　1号
4級基準点測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
4級基準点測量(木杭) 耕地 ,丘陵地 ,伐採なし	点	2			
1　式　　当り					

明細表　第　2号
現地測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
現地測量 耕地 ,丘陵地 ,縮尺=1/250 ,A=0.0036 km2	業務	1			
1　式　　当り					

明細表　第　3号
路線測量

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
作業計画	業務	1			
横断測量 耕地 ,丘陵地 ,測点間隔10m ,幅45m～75m未満 ,換算曲線数0	km	0.03			
仮BM設置測量 耕地 ,丘陵地	km	0.03			
用地幅杭設置測量 耕地 ,丘陵地	km	0.03			
1　式　　当り					

明細表　第　4号
設計協議

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			
1　式　　当り					

明細表　第　5号
擁壁･補強土

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
抑え盛土工詳細設計 工法比較検討済、ｽﾍﾞﾘ安定計算なし、単断面、高さ4.5m･幅30.0m程度	箇所	1			
1　式　　当り					